

带状疱疹ワクチンの予防接種を受ける方へ

【 苫小牧市健康支援課 ☎ 0144-32-6407 】

1 带状疱疹とは

- 過去に水痘にかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに带状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。
- 合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。
- 带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

2 带状疱疹ワクチン予防接種について

- 带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

◎ ワクチンの特徴

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2か月以上の間隔をあけて2回
接種条件	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

◎ ワクチンの予防効果

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種後1年時点	6割程度	9割以上
接種後5年時点	4割程度	9割程度
接種後10年時点	—	7割程度

※ 带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、不活化ワクチンは9割以上と報告されています。

◎ ワクチンの副反応

- ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。
- 頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	不活化ワクチン
70%以上	—	疼痛※
30%以上	発赤※	発赤※、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感※、熱感※、腫脹※、疼痛※、硬結※	頭痛、腫脹※、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感※、倦怠感、その他の疼痛

※ ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成したものを引用

3 带状疱疹ワクチン予防接種の対象者

苫小牧市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

- (1) 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
(令和12年度以降は、接種日時点で65歳の方のみが対象)
- (2) 接種日時点で60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、身体障害者手帳1級をお持ちの方

※ 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります

带状疱疹ワクチン予防接種は、義務ではなく、ご本人が希望する場合のみ行います。接種を受けるご本人が予診票の「予防接種希望書」欄に署名できない場合は、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の意思確認を行い、接種するかどうかを決める必要があります。

(ご本人の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく定期予防接種は実施できません)

4 接種を受けることができない人

- (1) 発熱(37.5℃以上)している方(検温は接種を行う実施機関で行ってください)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな方
- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

5 接種にあたり注意が必要な方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- (2) これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方
- (5) 生ワクチンを接種する場合、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。
- (6) 不活化ワクチンを接種する場合、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

6 予防接種を受けた後の注意事項

- (1) ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- (2) 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- (3) 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

7 带状疱疹ワクチン予防接種を受けられない場合の注意事項

以下の場合等においては、その後、带状疱疹に罹患、あるいは重症化・死亡が発生しても、市及び担当した医師にその責任を求めることはできません。

- (1) 接種医師の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合
- (2) 家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思確認ができず接種できなかった場合
- (3) 当日の身体状況等により接種できなかった場合

8 予防接種健康被害救済制度について

万が一、定期予防接種が原因で健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済制度があります。この救済制度の請求について、厚生労働省が予防接種との因果関係を認定した場合、国の定める医療費、医療手当等の給付を受けることができます。

制度の申請やご相談につきましては、健康支援課までお問合せください。